

障害年金のご案内

病気やケガによって生活や仕事などが制限される状態となり、一定の要件を満たしている場合に受給することができる年金制度です。障害の原因となった病気やケガの初診日に加入していた年金が国民年金の場合は「障害基礎年金」、厚生年金の場合は「障害厚生年金」の請求が可能です。障害基礎年金は 1・2 級、障害厚生年金は 1 級から 3 級及び障害手当金があります。

■ 受給要件

下記の要件をすべて満たす方が請求できます。

- ① 原則 20 歳以上 65 歳未満の方
- ② 障害の原因となった病気やケガで初めて診療を受けた日（初診日）が、年金加入期間中にあること（初診日が 20 歳前にある方はこの限りではありません）
- ③ 初診日に一定期間の保険料を納付していること（初診日が 20 歳前にある方はこの限りではありません）
- ④ 原則、初診日より 1 年 6 か月を経過していること（障害認定日）
（障害の程度が固定されたと判断された場合には、1 年 6 か月以前に請求できる場合もあります）
- ⑤ 障害の程度が法令に定められた一定基準以上の状態であること

■ 申請窓口

障害基礎年金：お住まいの区市町村の国民年金担当課

障害厚生年金：年金事務所（初診日に共済組合に加入されていた方は、加入していた共済組合が窓口になります）

■ 支給額 ～障害基礎年金の場合～（令和 8 年 4 月分から）※支給額は毎年見直されます。

	1 級	2 級	
昭和 31 年 4 月 2 日以降生まれの方	1,059,125 円	847,300 円	+子の加算※
昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの方	1,056,125 円	844,900 円	

※ 子の加算 2 人まで：1 人につき 243,800 円 3 人目以降：1 人につき 81,300 円

■ その他

- ・ 障害者手帳と障害年金の障害等級の程度は異なります。
- ・ 診断書の書式は障害の種類ごとに異なります。
- ・ 障害認定日に法令に定められている障害の程度（等級）に該当しなかった方が、その後に症状が悪化したとき、障害年金の請求ができる場合があります。（事後重症による請求）
- ・ 5 年分を限度に、遡及して年金を請求できる場合があります。（遡及請求）
- ・ 初診日が 20 歳前にある方は、受給者本人の所得制限があります。
- ・ 受給期間が定められている場合は、更新の手続きが必要です。

制度についての詳細は、当院中央棟 1 階の総合医療相談窓口「ソーシャルワーカー」または、申請窓口にご相談ください。

【当院の電話でのお問い合わせ先】

03-3202-7181（代表） （内線 2081, 2084, 2489）